

別紙1（第7条第1項）

元気ちば！健康チャレンジ事業協賛規約

（趣旨）

第1条 この規約は、千葉県（以下「県」という。）が行う「元気ちば！健康チャレンジ事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、本事業への協賛を行う事業者にとっていただきたい事項等について定めるものです。

（事業の内容）

第2条 本事業は、県民の主体的な健康づくりの取組を支援するため、県民が、県内各市町村の実施する健康ポイント事業に参加し、一定以上のポイントを獲得すると県の承認を受けた協賛店で優待サービスを受けられる事業のことをいいます。

（用語の定義）

第3条 この規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりです。

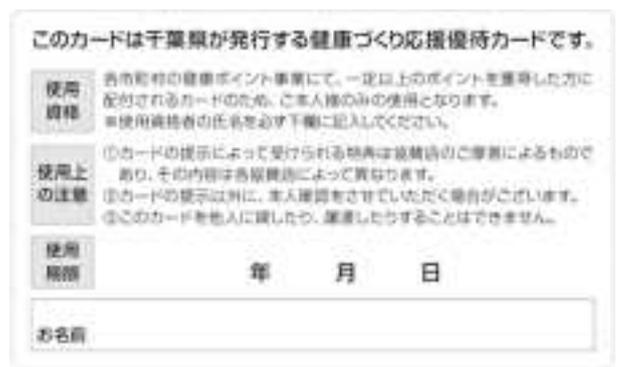
（1）ち～バリュ～カード

第2条に定める優待サービスを受けるために必要なカード（紙媒体のち～バリュ～カード（以下、「紙カード」という。）のほか、県が運用するウェブサイト「ち～バリュ～カード Web 申請・交付ページ」内で表示される電子版ち～バリュ～カード（以下、「電子カード」という。）を含む。）で、県が各市町村を通じて交付するもので、そのデザイン等については次のとおりです。

【表】



【裏】



※紙カードのサイズは、縦 55 ミリメートル×横 91 ミリメートル又は縦 54 ミリメートル×横 85 ミリメートルとする。

※電子カードは、表面のみ。

（2）ち～バリュ～の店

第2条に定める県の承認を受けた協賛店で、「ち～バリュ～カード」を提示する者に対し任意に定めたサービスを提供する店舗等をいいます。

(3) 協賛店ステッカー

「ち～バリュ～の店」であることを示すために県が交付する店頭等に掲示するステッカーをいい、そのデザイン等については、次のとおりです。



※ステッカーのサイズは、A5判（縦 210 ミリメートル×横 148 ミリメートル）程度とする。

(4) 協賛店のぼり旗

「ち～バリュ～の店」であることを示すために県が交付する店頭等に掲示するのぼり旗をいい、そのデザイン等については、次のとおりです。



※のぼり旗のサイズは縦 1800 ミリメートル×横 600 ミリメートルとする。

(5) サービス

第2条に定める優待サービスで、「ち～バリュ～の店」が「ち～バリュ～カード」を提示した利用者に対し提供する任意のサービスをいう。

(6) 事業紹介サイト

「ち〜バリュ〜の店」が提供するサービス内容を情報発信することを主な目的として県が運営する、本事業専用サイトをいいます。

(協賛の手続き等)

第4条 本事業の協賛申込みは、事業紹介サイトからのインターネット経由又は「元気ちば！健康チャレンジ事業協賛申込書」の提出により行うことができます。

なお、前条第5号のサービスの提供にあたっては、「ち〜バリュ〜カード」の提示を条件とします。

また、「ち〜バリュ〜カード」の不正利用等を回避するため、必要に応じ、利用者に対して本人確認を求めるなど、事業者において任意にサービスの提供条件を設定して差し支えないものとします。

2 協賛の承認は、申込者及び申込内容が次の各号のいずれかに該当する場合又は該当する恐れがある場合には、行いません。

(1) 法令その他公序良俗に反する場合

(2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合

(3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）」第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員と認められる場合

(4) 社会通念上、健康づくりの促進を図る対象として適当と認められない場合

(5) 申込者が定めるサービスについて、「ち〜バリュ〜カード」を提示した利用者としてそれ以外の者に対して提供するサービスとの差異が認められない場合

(6) 前各号に定める場合のほか、千葉県広告事業実施要綱第4条2項に規定する基準に照らし適当と認められない場合

(7) 県外に住所を有する店舗、営業所等である場合

(8) 申込者が定めるサービスについて、保険診療に該当するもの

(9) 申込者が定めるサービスについて、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の法的な資格制度のある医業類似行為に該当するもの

(10) 前各号に定める場合の他、当協賛規約に掲げる事項に反している場合

3 申込内容について前項各号に照らし必要があると認められる場合には、県から申込者に対して内容の是正等を求めることがあります。

4 申込内容について審査した結果、承認を行うことが適当と認めた場合には、協賛店ステッカー、協賛店のぼり旗を交付します。

5 前項の承認を受けた事業者（以下「協賛事業者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守してください。

(1) 当協賛規約の内容を遵守すること。

(2) 承認を受けた事項に変更又は廃止があった場合には、速やかに、事業紹介サイトからのインターネット経由又は「元気ちば！健康チャレンジ事業協賛内容等変更（廃止）届出書」を提出すること。

- (3) 協賛店ステッカーや協賛店のぼり旗の複製や他人に譲渡・貸与するなどの行為をしてはならないこと。
- (4) その他、協賛を行うことに関し、県、各市町村、利用者に損害等を及ぼす行為等、不適当な行為をしてはならないこと。
- 6 前項に定める事項の他、協賛店ステッカー及び協賛店のぼり旗の使用に関し、次の各号に定める事項を遵守してください。
 - (1) 提供するサービス内容を協賛店ステッカーの所定の位置に記載し、「ち〜バリュ〜カード」の利用者が見やすい位置に掲示すること。
 - (2) サービス内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛店ステッカーの記載を変更すること。
 - (3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛店ステッカー及び協賛店のぼり旗を掲示してはならないこと。
- 7 第4項の承認の効力は、その対象となったサービスの提供を終了した日若しくは当該設置者及びその者が行う事業について次の各号のいずれかに該当することが明らかになった日のうち、いずれか早い日をもって失効するものとします。
 - (1) 第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - (2) 特段の事情がないにもかかわらず、第5項各号に掲げる事項が遵守されない場合
- 8 申込内容について審査した結果、承認を行わない場合には、その申込者に対し、「元気ちば！健康チャレンジ事業協賛不承認通知書」（別記第9号様式）又は事業紹介サイトからのインターネット経由により、その旨を通知します。
- 9 本条に定める事項は、第5項第2号に定める変更等の届出があった場合に準用します。
- 10 協賛事業者は、紛失、毀損等の理由によって協賛店ステッカー、協賛店のぼり旗の再交付を求める場合には、県が定める「元気ちば！健康チャレンジ事業協賛店ステッカー等再交付申請書」を提出してください。
- 11 協賛事業者は、第5項第2号に定める廃止の届出を行う場合又は県から求めがあった場合には、協賛店ステッカー及び協賛店のぼり旗を返却しなければなりません。
ただし、返却を求めた協賛店ステッカー及び協賛店のぼり旗に毀損や紛失等のやむを得ない理由があり、返却できないと判断される場合には、この限りではありません。

(事業紹介サイトによる情報発信)

- 第5条 県は「ち〜バリュ〜の店」が提供するサービス内容を、事業紹介サイトにより、広く県民に周知するものとします。
- 2 事業紹介サイトの情報更新は月2回（原則として初日及び16日。ただし当該日が土日祝日の場合はその前後いずれかの平日とする。）行うものとします。
 - 3 事業紹介サイトに掲載する事項は、申込みの際に事業紹介サイトで入力された内容若しくは「元気ちば！健康チャレンジ事業協賛申込書」に記載された内容を超えない範囲に限られます。

- 4 事業紹介サイトへの掲載は、第4条第1項の申込み又は同条第5項第2号の届出をした日に応じ、次のとおり行うものとします。

申込み等の県到達日	当該情報の掲載日
当月1日から15日	翌月初日まで
当月16日から末日	翌月16日まで

ただし、掲載日が土日祝日の場合は、その前後いずれかの平日とする。

(事業紹介サイトの停止又は中断)

第6条 次の各号に該当する場合には、協賛事業者に事前に通知することなく、事業紹介サイトの利用の全部又は一部を中断することがあります。

- (1) 事業紹介サイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、天災地変等、不可抗力により事業紹介サイトの運営ができなくなった場合
- (4) その他、県が停止又は中断について必要不可避と判断した場合

2 前項の場合において、その停止又は中断に起因して生じた協賛事業者における損害等について、県が責任を負うものではありません。

(保証の否認及び免責)

第7条 事業紹介サイトにおける情報掲載は、協賛事業者の設置する協賛店舗等を利用者に対し紹介するためのものであって、県において協賛事業者の取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を保証するものではありません。

2 協賛事業者は、協賛登録内容が、協賛事業者に適用される法令等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとします。また、協賛事業者としての承認および事業紹介サイトにおける協賛事業者の情報掲載は、県が協賛事業者に適用される法令等に適合することを何ら保証するものではありません。

3 県は、協賛事業者と利用者との間の実際取引等には関与しないものとし、本事業に関連して協賛事業者において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

4 第1項から第3項までに規定するもののほか、本事業に関連して協賛事業者として利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関しては、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切の責任を負わないものとします。

(規約の変更)

第8条 この規約の内容は、必要に応じ、協賛事業者の事前承認を得ることなく、変更することがあります。

2 この規約を変更する場合には、県ホームページ又は事業紹介サイトにあらかじめ変更内容及び変更時期を掲示することにより行うものとします。

(協議解決)

第9条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、県と協賛事業者が別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

2 前項の規定によって解決した疑義は、程度等に応じ、当規約に反映させるものとします。

令和2年9月29日制定附則

1 この規約は、令和2年10月1日から施行します。

2 第3条第5号のサービスは、令和2年12月1日以降に提供するものとします。

3 事業紹介サイトに係る規定は、県において当該サイトを公開した後に適用されるものとします。

令和4年10月26日改正附則

1 この規約は、令和4年10月26日から施行します。